

### 歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 3 0 年 1 月  
文部科学省・農林水産省・国土交通省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等62市町の計画を認定しています。

このたび、群馬県桐生市及び静岡県掛川市の歴史的風致維持向上計画を1月23日に認定し、認定都市数は64市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・文化庁 HP :

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/bunkazai/rekishifuchi/kojokeikaku.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/kojokeikaku.html)

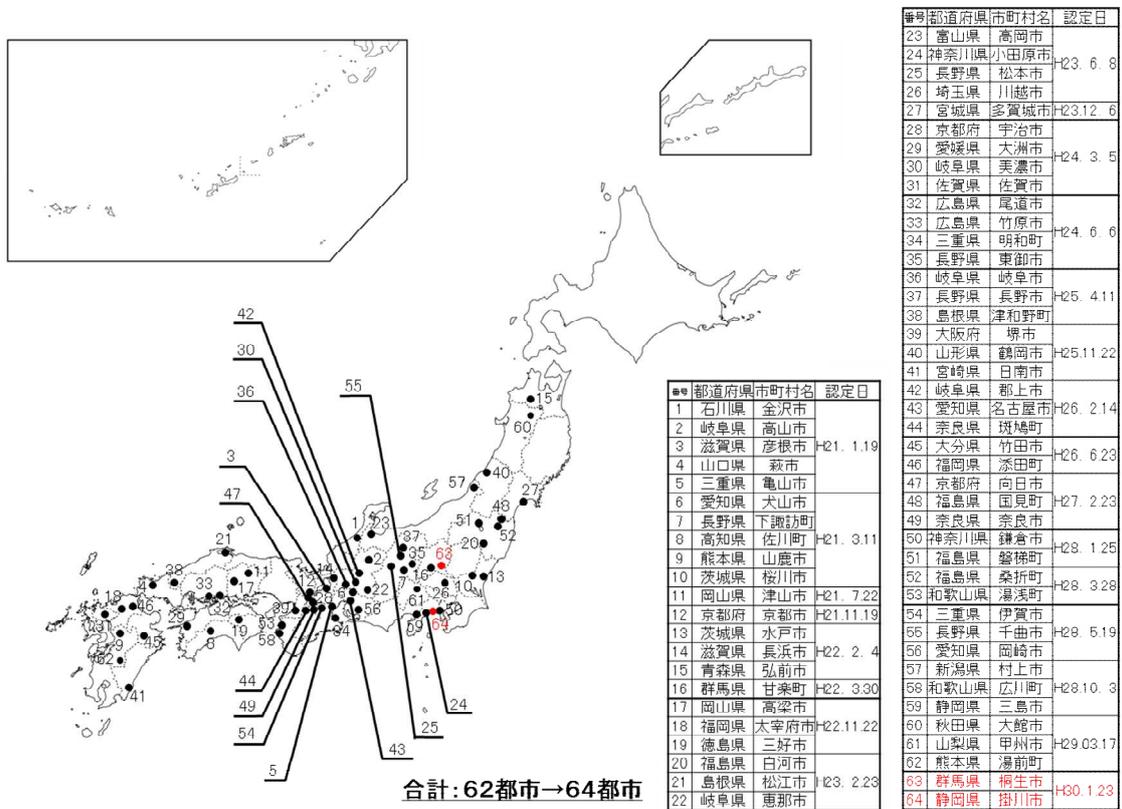


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## ■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

### ○桐生市歴史的風致維持向上計画（群馬県桐生市 認定申請日 H29. 12. 18）

重要伝統的建造物群保存地区「桐生市桐生新町伝統的建造物保存地区」及びその周辺地域と、伝統産業としての織物産業やこれに由来する機神信仰、桐生祇園祭等の伝統的な祭礼や行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物の保存修理や公開活用、道路の無電柱化や舗装の美装化、織物産業の保護育成事業等が位置づけられています。



【織物産業を営むノコギリ屋根工場】

### ○掛川市歴史的風致維持向上計画（静岡県掛川市 認定申請日 H30. 1. 9）

国指定重要文化財「掛川城御殿」や国指定史跡「横須賀城跡」及びこれらの城下町等と、掛川祭における三大余興や熊野神社大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物の保存修理・活用、道路の無電柱化や舗装の美装化、城跡の復元等が位置づけられています。



【掛川祭における三大余興の1つ「大獅子」】

## ■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）